

【資 料】

刑務所における S S T の活用 ～受刑者への就労支援指導実践を通して～

伊東健太郎*

【要 旨】

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が、2006年5月に施行された。受刑者の権利義務・職員の権限の明確化と行刑運営の透明性の確保、受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実が強化された。今までの作業中心の受刑者の処遇を改め、教科指導、改善指導を定め、社会生活に必要な知識、生活態度の習得をさせる一般改善指導、性犯罪再犯防止指導、薬物依存離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導などの特別改善指導を行うことを定めている。

S S Tは、近年司法領域で活発に行われるようになり、これらの指導プログラムの一環として各地の刑事施設で導入されている。司法領域で行われる S S Tでは、社会的ルールや、対人上のスキル獲得を目指し、社会生活では学ばなかった社会資源の活用方法を含む生活の質を高める学び、集団指導でお互いが体験を通して学習したことが、再犯防止につながるとされている¹⁾。

筆者は、A刑務所において、就労支援指導における S S Tに関わらせていただいている。その経験に基づいて S S T の実際について報告する。

【キーワード】 刑務所 就労支援指導 S S T (Social Skills Training)

I. はじめに

明治以来100年近く続いてきた監獄法に代わり、2006年5月24日、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が施行された。この法律は、「刑務所の透明性」「受刑者の人権尊重」「矯正教育の質的向上」を掲げ、刑務所内の処遇改善と受刑者の社会適応を目的としている²⁾。今までの刑務作業が中心であった受刑者の処遇について改め、新たに「教科指導」と「改善指導」を規定した。この中でも、改善指導については、社会生活に必要な知識や、生活態度を習得させるための「一般改善指導」が規定され、刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を修得させるため必要な指導を行うものとする定められている³⁾。また、就労が安定しないことなどにより、社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して

行われる「特別改善指導」が規定され、改善更生及び、円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して前項の指導を行うにあたっては、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならないと定められている⁴⁾。これにより、受刑者に対して適切な改善指導が行われた。また、民間の協力者等の活動が活発となり、専門知識の提供や、刑事施設の視察など、様々な取り組みが実施された。このなかでも、特に教育プログラムを強化し充実させた。

この改善指導プログラムの一環として、Social Skills Training (以下 S S T) が、近年司法領域で活発に行われるようになった。S S Tは、社会生活技能訓練ともいわれ、認知行動療法の一つであり、主に対人関係で生じる問題に対して、ものの見かたや、考え方、行動の改善を図るのに効果的な手法だとされている。司法領域で行われる S S Tでは、社会的ルールや、対人上のスキル獲得を目指し、社会生活では学ばなかった社会資源の活用方法を含む生

* 日本赤十字北海道看護大学

(2015. 3. 20受理)

活の質を高める学びや、集団指導でお互いが体験を通して学習したことが、再犯防止につながるとされている⁵⁾と報告があるが、先行研究の成果は少ない。

現在、司法領域でSSTが行われている主な機関は、少年院、刑事施設、保護観察所、更生保護施設などがあるが、対象および実施体制、内容は実施施設によりさまざまである⁶⁾。司法領域で主にSSTを担当しているのは、少年院では、法務教官であり、刑務所では、刑務官や教育専門官、保護観察所では保護観察官であるが、民間臨床心理士が雇用されているプログラムもある。また、SST普及協会の会員がプログラム担当講師として多くの司法関連施設に協力支援を行っている⁷⁾。

II. 就労支援指導の概要

就労支援指導は、社会復帰後の勤労意欲が認められる職業訓練生及び、刑務所出所者等就労支援事業における就労支援を受けることを希望している受刑者に対し、職場において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能を習得させることを目的とする。指導内容は、就労に必要な基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法や履歴書の書き方等）や、ビジネスマナー（あいさつ、身だしなみ、電話対応の仕方等）、職場における問題解決場面への対処方法等を習得させるものであり、矯正処遇の一つとして実施されている⁸⁾。

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」では、矯正処遇として「改善指導」、「作業」、「教科指導」の3つが掲げられている。受刑者の改善更

生（再犯防止）のために、「作業」はもちろんのこと、「改善指導」や「教科指導」が規定されている。（図1）。

SSTは、「改善指導」の中にある「特別改善指導」の一部として導入された。

「特別改善指導」は、「薬物依存離脱指導」、「暴力団離脱指導」、「性犯罪再犯防止指導」、「被害者の視点を取り入れた教育」、「交通安全指導」、「就労支援指導」の6種類があり、それぞれの受刑者が持つ問題に合わせて⁹⁾、実施し、改善更生及び円滑な社会復帰に向けて改善を図っている。これらのプログラムでは、それぞれの分野に詳しい民間の専門家へ協力を依頼することが多い。

筆者は、SSTの経験者として、A刑務所より依頼され、「特別改善指導」の中の「就労支援指導」プログラムとして、SSTに関わらせていただいている。本稿では、A刑務所での、就労支援指導におけるSSTの現状について報告する。

III. 刑務所でのSSTの実際

1. SSTの対象者

SSTの対象者は、社会復帰後の勤労意欲が認められる職業訓練生及び、刑務所出所者等就労支援事業における就労支援を受けることを希望している受刑者である。

2. SSTプログラムの概要

就労支援指導は、全国で統一されたプログラムであり、11単元で構成されており、そのうちの4単元分で、SSTが行われる。SSTは、1グループ6～10名で、1回2時間のセッションを2回行い、グループ全員が自分の課題について練習を行う。ここでは、主に出所後の就労や、対人コミュニケーションスキルについて想定したセッションを各回同一の内容で実施する。

3. SSTを行うスタッフ

SSTを行うスタッフは、筆者1名、刑務官2名、教育専門官2名である。リーダーは、筆者が行い、司会、課題の練習進行を行う。その際、メンバー一人ひとりの社会生活能力に応じて、グループメンバーがお互いに楽しい雰囲気の中で助け合いながら練習課題をこなせるようにリードする。

コリーダーは、教育専門官または、刑務官1名で

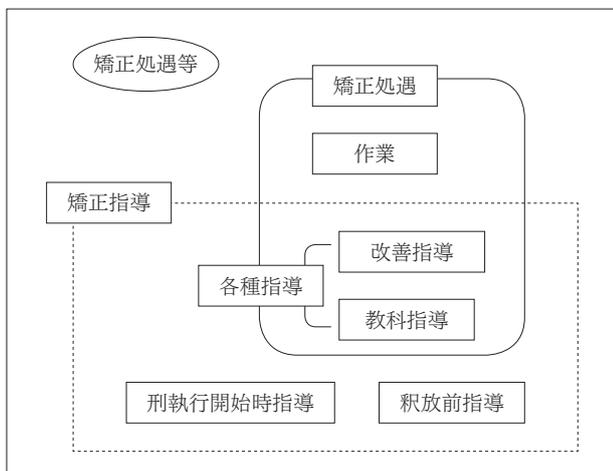


図1 受刑者の社会復帰に向けた矯正処遇

行う。刑務官や、他の教育専門官からは、セッションが停滞した時や、意見が出なくなった時にグループメンバーを支援する。また、練習の「よいところをほめる」場面や、「さらに良くする点を考える」場面では、対象者にアドバイスをする。

4. S S Tを行う前の事前準備

S S Tを実施する前に、教育専門官から口頭と書面で対象者の刑期、学歴、職歴、資格、年齢、出所後の希望職種と居住地などについて情報提供を受ける。

また、S S Tを行う前に、教育専門官が教材やビデオを使用して、あらかじめS S Tについて対象者へ基本的な指導を行う。対象者が苦手とすることや、もっとうまくなりたいと思う対人技能、今後想定される対人困難について、カードに3場面程度記載する。そのカードをもとにして、対象者の経験や状況に考慮し、対人技能レベルを検討したうえで、実際に練習したい3場面の中から1場面を選んでもらい、S S Tのセッションを行う。

5. S S Tのセッション

S S Tは、刑務所内の教室を使用し、グループメンバーに円形に椅子を並べて座ってもらう。対象者の前には、ホワイトボードを置き、コリーダーがホワイトボードに、メンバーの発言等を記載する。

1) ウォーミングアップ

グループメンバー全員に、自己紹介の要素を取り入れたウォーミングアップを行う。まず、自己紹介をしてもらい、それぞれの気分と体調を報告してもらう。次に、自分のよいところについて、3つ以上述べてもらう。

ウォーミングアップを行う理由として、受刑者の受刑生活では、刑務官の指示に従い、その指示に対しての発言以外の私語は一切許されない。そのため、自分自身の意思や気持ちについて発言する機会は、刑務官との面接以外にはない。S S Tでは、自分の意思で自由な発言ができることを許されているのだが、このような背景から、普段の私語が全く許されない環境で、ほとんどのメンバーが初対面であること、リーダーを担当する筆者とも初対面であること、普段刑務官の指示に従わなければならない環境の緊張感から、なかなか発言できず、初対面のグループメンバーに対しての緊張感が大変強い。そのため、

表1 S S T練習の順序

1.	練習することを決める
2.	場面を作って一回目の練習をする
3.	よいところをほめる
4.	さらによくする点を考える
5.	必要ならばお手本を見る
6.	もう一度練習する
7.	よいところをほめる
8.	チャレンジしてみる課題をきめる(宿題)
9.	実際の場面で実行してみる
10.	次回に結果を報告する

表2 よいコミュニケーション

1.	視線をあわせる
2.	手を使って表現する
3.	身を乗り出して話をする
4.	はっきりと大きな声で
5.	明るい表情
6.	話の内容が適切

表3 S S T参加のルール

1.	見学はいつでもできます
2.	いやな時はパスできます
3.	人のよいところをほめましょう
4.	よい練習ができるように他の人を助けましょう
5.	質問はいつでもどうぞ
6.	トイレにはちょっと断ってから

ウォーミングアップを行って、緊張をほぐしてから、S S Tを行うことができるようにすることを狙いとしている。

2) オリエンテーション

S S Tのオリエンテーションをグループメンバーに行う。内容は、対人関係において他者とのよい関係を築くこと、孤立を防ぎ再犯防止につながる動機づけになることなど、S S Tの目的の説明やルールについて十分に説明を行う。その後、「S S T練習の順序(表1)」、「よいコミュニケーション(表2)」、「S S T参加のルール(表3)」について、グループメンバーに声に出して読んでもらい、S S Tの順序と、コミュニケーションの方法、S S Tのルールについて理解してもらう。

3) S S T練習開始

以下の順に対象者各自が用意してきた課題について、セッションを行った。

練習課題は、「上司や同僚からの酒の誘いを断る

方法]、「上司へ仕事の相談方法」、「仕事をしているときに、自分の作業方法について注意された場合の対応」、「仕事中に忙しそうにしている人への相談方法」、「電話対応の仕方」、「就職面接時に受刑中の空白部分についてどのように説明したらよいか」、「就職面接時に何度も転職していたことについて、どのように伝えるとよいか」、「履歴書の書き方について、どのように書いたらよいか」、「休むときや、遅刻をしたときの連絡の仕方」、「上司から、酒の誘いを受けた時の断り方」、「お金を貸してほしいと言われたときの断り方」、「刺青を指摘された時の対応」などが挙げられた。これらの課題について、対象者それぞれの体験をもとに問題場面を設定し、ロールプレイを通じ練習を行った。

4) 課題の場面設定

準備してきた課題について、練習を行いたい対象者から前に出てもらい、自己紹介を行う。次に、どうしてこの課題を挙げたのか、どのような練習がしたいのかについて説明をしてもらう。

対象者が挙げた課題について、グループメンバー全員で、課題の対処方法や解決方法について話し合う。グループメンバーから出てきた対処方法や解決方法をコリーダーがホワイトボードに記載していく。最初のうちは、発言も少なく、漠然とした意見しか出てこないのだが、徐々に、発言の数が増えて具体的なよい対処方法が出てくる。グループメンバーから出たいくつかの対処方法をコリーダーが記載したホワイトボードを見ながら、対象者が自分で実際にできそうな対処方法を選んでそれを取り入れた1回目の練習を行う。

5) 1回目の練習

1回目の練習では、リーダーが介入して、対象者が安心して課題の練習をできるように、ユーモアを取り入れながら楽しい雰囲気づくりをする。対象者が楽しいと感じるように進めていき、強い緊張をほぐし、練習をしやすい雰囲気をつくる。

課題の練習を行う場合には、なるべく現実に近いように場面を設定し再現してもらおう。例えば、「飲食店で同僚に仕事の作業方法について相談する」場面や、「就職面接で、会社の社長と面接する」場面では、飲食店で作業をしている同僚役や、会議室で就職面接を行う社長役をグループメンバーの中から選んでもらう。選ばれたメンバーには、それぞれの

役になりきってもらいロールプレイを行う。場面の設定でも、居酒屋や面接会場を想定し机や椅子を並べるなどし、より現実に近い状態にする。このようにして、課題を練習する対象者だけでなく、他のメンバーにも、ロールプレイに参加してもらい、実際の場面を想定して練習を行う。

1回目の練習が終了した後に、まず「よかった点」について、対象者へグループメンバーからロールプレイを通してよかったところやうまくできていたところを褒めてもらい、正のフィードバックを経験してもらおう。対象者のほとんどは、褒められることにより、大変うれしそうな表情をしていた。また、「今までほめられたことがないのでうれしい」と述べていた。

次に、「さらによくする点を考える」では、1回目の練習で、グループメンバーから出された、たくさんの「よかった点」をよりよくするために、さらにこのようにすると、もっとよくなる点について、グループメンバーから意見を出してもらおう。さらによくする点の例としては、「表情が固いので、笑顔で話すとよい」や、「叱られたあとにお礼を述べるとよい」、「声をもう少し大きくするとよい」など、たくさんの具体的なアドバイスが出ていた。

6) 2回目の練習

2回目の練習「もう一度練習する」では、1回目の練習の際に、グループメンバーから出された、たくさんの「よかった点」を活かしながら、「さらによくする点」を取り入れて練習を行う。1回目の練習と比較すると、2回目に行われた練習では、対象者の練習場面がより具体的になり、その場面に合った対処方法がとれるようになっていた。

7) SST練習後の結果

SSTのロールプレイを通して、対象者は、「この課題を練習して何とか克服したい」と述べ、率先して練習を行っており、適切な練習場面の設定も考えられていた。

グループメンバーもそれぞれに与えられた配役をこなすことができていた。「よいところをほめる」や、「さらによくする点をほめる」場面では、対象者のよいところをグループメンバー全員で褒めたりするなど、メンバー同士で積極的な意見交換をしていた。また、対象者が、ロールプレイを行うにあたって、対処方法についてどのようにするとよいかわからず

に困っているときには、練習の「必要ならお手本をみる」選択をすると、グループメンバーの中の一人が、「自分ならこのようにしてみます」と、率先して前に出てどのように対処するとよいのか手本を示していた。このようにして、SSTを初めて行うグループメンバーとは思えない程に、全員の力でSSTを盛り上げて対象者の練習を助けていた。

8) SST練習後の感想

対象者には、SSTを通して、他のグループメンバーのロールプレイをみながらコミュニケーションの方法について話し合ってもらい、感想を述べてもらった。対象者からは、以下の感想が挙げられた。

様々な解決方法の発見

- ・自分が考えつかない色々な方法があった。
- ・人によって、色々な考え方があることを知った。
- ・一人でどうしたらよいかと悩んでいたことが、みんなからアドバイスをもらったことによって、さまざまな解決方法があることがわかった。
- ・みんなで考えることで、解決策を見つけることができてよかった。
- ・人に相談することの大切さについて理解できた。

他者への配慮

- ・相手の立場になって考えることが必要だと思った。他者への配慮することの大切さがあった。
- ・仕事で叱られたときに、感謝の気持ちを伝えると、よい人間関係を保つことができることがわかった。

SSTを行うことの意味

- ・最初は幼稚くなくて、くだらないと思っていたが、実際にやってみると、面白くて、こんな良い方法があるのかということがわかった。
- ・このような方法があることについて全く知らなかったのが、今回の経験を活かして、刑務所を出所してからも、SSTをやってみたい。

気持ちを確かめることの大切さ

- ・自分の勝手な思い込みで誤解してしまうところがあった。相手にきちんと確認することが大切だと思った。
- ・自分の気持ちを相手に伝えることが大切だと思った。
- ・自分の気持ちや状況について、他者に理解してもらえることができた。
- ・自分と同じ悩みを抱えている人がいることがわかり、自分だけが悩んでいるのではないことがわかった。

褒めることの大切さ

- ・人のよいところを探すことができるようになった。
- ・今まで人を褒めたことがなかったが、これからは、褒めることができそうだ。
- ・気づけなかった自分のよいところが、他者に褒めてもらうことによって、気づくことができた。

IV. 考 察

受刑者と社会を媒介する役割を担う刑務所でのSSTの実践を行って、見えてきたことを述べたい。SSTを実施する前に、教育専門官より口頭と書面で対象者の情報提供を受けているが、限られた情報であるため、事前に計画的にプログラムを行うことは、難しいところがあった。そのため、ウォーミングアップの段階から、対象者の反応を見ながら、SSTの進め方を検討していった。

対象者は、過度の緊張をしており、発言も少なかったのだが、SSTの練習が始まると、緊張もほぐれていった。また、グループメンバーが積極的に発言を始め、それに影響されて他のメンバーからも次々と積極的に発言するようになった。このように、筆者がリーダーを担当してから、現在のところ順調にSSTを進めているが、教育専門官によれば、セッションによっては、「誰一人として発言をせず、沈黙で終わってしまい、全く練習が進まなかったというケースもあった」こともあり、今後セッションを効果的に進めていくためには、グループメンバーからの積極的な発言を促せるように、様々なアプローチを行って、流れを組み立てていき、グループダイナミクスを活かして進めていくことが必要であると考えられる。

SSTでの持ち時間は、1グループにつき、2時間ずつ2回に分けて合計4時間で行っている。また、グループの人数は、1グループにつき、6～10人のため、練習したい課題が1人1回、20分程度の練習で行わなければならない。そのため、限られた時間の中で、それぞれの対象者が短時間のうちに全員の練習が行えるように、配慮をする必要があった。このような理由から、当初は短い限られた時間でSSTを実践しなくてはならないため、SSTの効果を期待することは難しいと考えていた。しかし、実際にSSTを実践してみると、対象者の課題について、グループメンバーそれぞれが、共通の課題や自身の課題として対処方法や解決方法を積極的に考えられ

ていたり、相手への配慮ができたり、よいところをみつけることができていた。このことから、短い時間の中でも、一定の効果を得ることができたと考えられる。

次に、就労指導支援で行われるSSTでは、練習課題として、主に、就労に関する課題だけではなく、対人コミュニケーションなどの社会生活を送ることについての様々な課題へも取り組んでいるため、自分の感じたことや、思ったことについて、言語化するためのスキルを身につけることができるようになる。また、グループメンバーから、正のフィードバックを多く受けることにより、対象者は、小さな成功体験を実感し、自分を肯定的にとらえられるようになる。受刑者自身が課題の練習を行い、グループメンバーに褒められたり、アドバイスを述べたり、様々な意見を聞いたりすることにより、他者の意見を聞いたり、対処方法について知ることは、刑務所の環境において大変貴重な体験となるとともに、対象者の自身の強化につながると考えられる。

犯罪者の行動特徴のひとつに、角谷は、すぐに結果を求め、相談してもすぐに問題解決ができないと「相談しても無駄」と短絡的に結論づけ、自分の思い込みで行動したり投げ出したりしやすい¹⁰⁾と報告している。

このことは、受刑者が、刑務所から出所し社会復帰後に、再び同じような行動をとる可能性があることを示唆している。そのため、前田は、受刑者にSSTを行うことの必要性について、出所後生活を考えた場合、ストレス状況において引き起こされる衝動的な感情をコントロールし、できごとをポジティブに考えて適切な対処行動を実行する手段として、SSTが必要であると述べており¹¹⁾、刑務所でのSSTは、就労のみならず、地域社会における人間関係の持ち方や、日常生活の過ごし方を考えられるように、SSTを行うことが必要であるといえよう。

また、武藤らは、SSTの効果をさらに向上していくための効果をより期待していくためには、適切な頻度と期間でSSTが繰り返し実施できる体制と環境を整えることが必須であると述べている¹²⁾。このことより、今後受刑者が出所し社会復帰した際に、SSTが継続的に受けられる機会や環境を整えることが求められる。

V. おわりに

今後の課題として、刑務所内で、SSTなど様々なプログラムを受けた受刑者がどのような効果を現すことができているのか、いかに能力を発揮することができるのかは、出所後でなければ、検証をすることができないため、今後は、刑務所におけるSSTプログラムの出所後の効果について調査研究が必要である。

VI. 文 献

- 1) 角谷慶子：司法領域におけるSSTの活用、精神医学、Vol.55 No.3、231-236、2013
- 2) 法務総合研究所（編）：平成18年版犯罪白書、228、法務総合研究所、2006
- 3) 2) 前掲
- 4) 2) 前掲
- 5) 八木原律子、久保美紀：更生保護施設におけるSST実践の現状と課題-更生保護施設での聞き取り調査をもとにして-、明治学院大学社会学部付属研究所、研究所年報44号、49-56、2014
- 6) 2) 前掲
- 7) 総務省行政評価局：刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視 結果報告書、44、2014
- 8) 法務省ホームページ：平成24年版 犯罪白書 第2編／第4章／第2節／（2014年12月26日）
http://hakusyol.moj.go.jp/jp/59/nfm/n_59_2_2_4_2_3.html#n_59_2_2_4_2_3_2
- 9) 足立一：少年刑務所における作業療法、作業療法ジャーナル、Vol.42 No3、1032-1034、2004
- 10) 2) 前掲
- 11) 前田ケイ：SSTの技法と理論、99-108、金剛出版、2008
- 12) 武藤健大・佐々木諭：一般刑務所における作業療法士のかかわり就労支援指導のSSTを通して、作業療法ジャーナル、Vol.42 No3、1028-1031、2004